

京都市

産後ケア 事業

スマイルママ・ホッと事業

産後のお母さんをしっかりとサポート！

産後は、お母さんの心身が最も不安定な時期です。
京都市では、産後のお母さんが、地域で安心して子育てができるよう、
お母さんの心身のケアや育児サポート等の支援を行います。



対象者

京都市に住民票がある **産後1年未満**のお母さんとその赤ちゃん

※ 発熱をしている方、乳腺炎や感染症などの入院治療が必要な方は利用できません

申請方法・実施場所

電子申請を受け付けています！

電子申請フォーム及びサービス提供者の一覧等は
右記の二次元コードからご確認ください。

※ 妊娠中に申請することはできません。

※ 利用開始日から4 営業日前までに申請してください。

※ 施設等によって利用できるサービス区分、受入可能月齢が異なります。



【利用の流れ】

- ① サービス提供者と日程調整（電話等でサービス提供者と日程調整）【予約】
- ② 電子申請フォームで申請（※入力時間の目安は5～10分です）
- ③ 申請受付メールが届く
↓ ※子ども家庭支援課が内容を確認後
- ④ 利用料等が書かれた決定通知書のデータがメールで届く【利用の決定】
- ⑤ 利用日当日
(※利用終了後、利用料等をサービス提供者にお支払いいただきます。)

サービスの種類

内容や料金は
裏面を参照！

① 産後ショートステイ（宿泊型）

利用開始時刻から
24時間以内の利用を1 回とします。

② 産後デイケア（日帰り型）

原則、午前10 時から午後6時までの
8 時間の利用を1 回とします。

NEW

令和8年8月から
新たに開始予定！

③ アウトリーチ（訪問型）

助産師等の専門職がご自宅を訪問しサービスを提供。
原則、午前9 時から午後5時までの間で
2 時間の利用を1 回とします。



「スマイルママ・ホッと事業」を利用した方からの声♪

自宅で一人で悩んでいたことが、
専門家に相談して一瞬で解決。
もっと早く使えばよかったです。

助産師さんに授乳のコツを
教わり、痛みと不安から解放
されました！

温かいご飯をゆっくり座って
食べられることが、こんなに
幸せだなんて思いませんでした！



発行：令和8年6月
京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部 子ども家庭支援課
京都市印刷物 第081026号



サービス内容（どんなことができるの？）

お母さんのこと

- 授乳の相談（乳房手当など）
- 離乳食の相談
- 生活・育児の相談
- お母さんの休息 など

赤ちゃんのこと

- 発育・発達状況の確認や相談
- 沐浴の実践とアドバイス
- 排泄の確認
- スキンケア など



（利用にあたっての注意点）

- ・母子同室が原則です。
- ・利用中の外出はできません。

上段：減免前

下段：減免後

	利用料（1回あたり）			利用回数上限	利用料の減免
	A (注1)	B	C (注2)		
ショートステイ (宿泊型) 【1泊2日】	4,900円		490円	7回まで	【A・B】 市民税課税世帯 合計で5回分 まで利用料を 減免します。
	3,600円	2,400円	0円		
デイケア (日帰り型) 【8時間】	2,400円		240円	デイケアと アウトリーチ を合わせて 合計7回まで	【C】 市民税非課税世帯 生活保護世帯 全ての利用で 利用料を無料 にします。
	1,200円	0円	0円		
アウトリーチ (訪問型) 【2時間】	1,000円		0円		
	500円	0円	0円		

※ いずれの場合も、別途、利用施設が設定している料金(食事代等)を利用者から施設にお支払いいただきます。

（注1）利用者及び夫の前年の所得(1月～5月の申請は前々年の所得)の合計額が730万円以上である世帯

（注2）サービスを利用する年度(4月～5月に申請する場合は前年度)の個人市民税が非課税の世帯または生活保護法の規定による被保護世帯

※サービスを利用する年(1月～5月の申請は前年)の1月1日時点で本市に住民票がない場合は、ご自身で前住所地に対して課税証明書を取り寄せていただく必要があります(申請日時点で生活保護を受給している方は除く)。

問合せ先

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
電話：075-222-3939